

住宅改造助成制度が変わりました

問い合わせ 健康福祉課 ☎0794 (35) 2362

「和式トイレから洋式トイレへ変更したい」など体の状態に合わせ、住宅改造をする場合、申請により費用の一部を助成する「住宅改造助成制度」の一部が4月1日から変わりました。

〈改造箇所ごとの対象工事限度額の変更〉

* () 内は、旧限度額

改造箇所	浴室・洗面所	トイレ	玄関	廊下・階段	居室	台所
対象工事限度額	一般型	40万円	30万円	20万円	10万円	10万円
	特別型	45万円 (50万円)	24万円 (30万円)	18万円 (25万円)	16万円 (25万円)	19万円 (30万円)

- ・一般型とは、60歳以上の方がおられる世帯
- ・特別型とは、①介護保険の要介護認定または要支援認定を受けた方がおられる世帯
②身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた方がおられる世帯

〈所得制限および助成率の変更〉

一般型および特別型のいずれも所得制限（生計中心者の所得で判断）の限度額が引き下げられました。

- * () 内は、旧限度額および助成率
- * 〈 〉 内は、追加事項

		利用者世帯の所得階層区分	助成率
一般型	A	・生計中心者が給与収入のみの世帯で前年分の給与収入金額が、8,000,000円以下(14,421,053円以下)の世帯 ・生計中心者が給与収入のみ以外の世帯で前年分の所得金額が、6,000,000円以下(12,000,000円以下)の世帯	$\frac{1}{3}$
	B	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)	$\frac{3}{3}$
	C	生計中心者が当該年度分町民税非課税の世帯	$\frac{9}{10}$ ($\frac{3}{3}$)
特別型	D	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分町民税均等割のみ課税の世帯	$\frac{9}{10}$ ($\frac{3}{3}$)
	E	生計中心者が前年分所得税非課税で当該年度分町民税所得割課税の世帯	$\frac{2}{3}$
	F	生計中心者が前年分所得税課税世帯 〈所得税額14万円を超える者および住宅改造・一般型で定める所得を超える者を除く〉	$\frac{1}{2}$

- * 所得税額14万円を超える場合は、一般型の所得制限限度額および助成率が適用されます。
- * その他、対象工事内容など詳しくは、健康福祉課まで

図書館ホームページがもっと便利に

～5月14日(金)よりインターネットから本やCDの予約ができるようになります～



パスワードの登録申請を
してください！

現在、ご家庭のパソコンから図書館ホームページで蔵書検索ができますが、さらに本やCDの予約や自分の貸出・予約状況を見るのができるようになります。また、館内の利用者端末でも同様です。

そのためには、まず、パスワードの登録申請をさせていただく必要があります。この申請は、図書館で4月27日(火)より受け付けますので、登録する本人が図書利用カードと身分証明書となるもの(運転免許証・健康保険証・学生証など)を必ずお持ちください。

ホームページアドレスが変わります！

インターネット予約が可能になると同時にセキュリティの問題などで下記の通りアドレスを変更します。

新アドレス <https://www.library.harima.hyogo.jp/>
変更日 5月14日(金)から

- *なお、変更日より旧アドレスでは使用できませんので、ご注意ください。
- ▶問い合わせ 図書館☎0794 (37) 4500

国民年金 Q&A こんな時はどうしたらいいの？

問い合わせ 住民課 ☎0794 (35) 2363
加古川社会保険事務所 ☎0794 (27) 4511

Q 学生なので国民年金保険料の納付が困難なのですが…。

A 〔学生納付特例制度〕

第1号被保険者である学生で、前年所得（1月～3月の申請については前々年所得）が68万円以下である人は、学生納付特例を申請し、承認されれば保険料を納付する必要がなくなる制度があります。

▶対象学校

大学（大学院）・短期大学や専門学校・専修学校の一部（夜間部、定時制、通信課程の学生も対象です）

▶必要書類

学生証の写し、または在学証明書

☆平成16年1月2日以降に播磨町に転入された方は、平成16年1月1日時点の住所地発行の「平成16年度所得課税証明書」

☆平成15年4月1日以降に失業した方は、「失業の事実を明らかにする証明書（雇用保険受給資格者証等）」の写し

▶審査

学生本人の所得だけで審査されます。

▶承認期間

4月（または申請した月の前月）から翌年の3月までです。4月から制度の適用を受けたい方は、必要書類を添えて5月末までに**播磨町役場住民課国民年金担当窓口**で申請してください。なお、申請は毎年必要です。

▶学生納付特例の申請をして、承認されると

- ① 学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。
- ② 学生納付特例期間は、将来受け取る老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されない期間となります。
- ③ 学生納付特例期間については、保険料を10年までさかのぼって納付することにより将来の老齢基礎年金額に反映させることができます。

▶届出が遅れたら

学生納付特例制度は、申請のあった月の前月から承認されることとなっています。申請が遅れた場合には、承認される前の期間で保険料を納めていない期間は「未納期間」となり、その間に事故や病気で障害が残っても障害基礎年金は支給されません。

コース番号	内容	会場	時間	月日	締め切り
①	基礎技能講習	中央公民館	午後7時～9時	5月25日(火)・27日(木)・29日(土) 6月1日(火)・3日(木)・5日(土)	5月7日(金) 消印有効
②	基礎技能講習	中央公民館	午後7時～9時	6月7日(月)・9日(水)・11日(金) 14日(月)・16日(水)・18日(金)	
③	ワード入門	西部コミセン	午後1時30分～3時30分	6月22日(火)・23日(水)・24日(木)	
④	エクセル入門	南部コミセン	午後10時～正午	6月29日(火)・30日(水) 7月1日(木)	9月10日(金) 消印有効
⑤	基礎技能講習	中央公民館	午後7時～9時	9月28日(火)・30日(木) 10月2日(土)・5日(火)・7日(木) 9日(土)	
⑥	ワード入門	西部コミセン	午後10時～正午	11月9日(火)・10日(水)・11日(木)	
⑦	エクセル入門	南部コミセン	午後1時30分～3時30分	11月16日(火)・17日(水)・18日(木)	1月14日(金) 消印有効
⑧	基礎技能講習	中央公民館	午後7時～9時	2月1日(火)・3日(木)・5日(土) 8日(火)・10日(木)・12日(土)	

●基礎技能講習 受講料は無料。ただし別にテキスト代金800円が必要。

●エクセル入門 受講料千500円とテキスト代金千円が必要。

●ワード入門 受講料千500円とテキスト代金千円が必要。

▼応募資格および定員 20歳以上の町内在住・在勤者、各コース20人

▼申し込み・問い合わせ 各コースごとに往復はがきに郵便番号・住所・氏名・ふりがな・年齢・性別・電話番号・希望コース番号を記入の上、左記へお申し込みください。各締切日消印有効(応募多数の場合は抽選)

〒675-1015 播磨町東本荘1-5-1 播磨町商工会
☎0794 (30) 2366

パソコン講習受講者募集